

平成24年（2012年）第1回紀北町議会臨時会会議録

第 1 号

平成24年4月18日（水曜日）

招集年月日 平成24年4月18日（水）

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

開 会 平成24年4月18日（水）

応招議員

1番	奥村 仁	2番	東 貴雄
3番	樋口泰生	4番	太田哲生
5番	瀧本 攻	6番	入江康仁
7番	家崎仁行	8番	玉津 充
9番	奥村武生	10番	東 篤布
11番	東 清剛	12番	松永征也
13番	平野隆久	14番	中津畑 正量
15番	川端龍雄	16番	平野倅規
17番	中本 衛	18番	北村博司

不応招議員

な し

地方自治法第 121条の規定により説明の為議会に出席した者の職氏名

町 長	尾上壽一	副 町 長	山岡哲也
総 務 課 長	中場 幹	財 政 課 長	堀 秀俊
農林水産課長	武岡芳樹	税 務 課 長	尾上公敏
紀伊長島総合支所長	世古雅則		

職務の為出席者

議会事務局長	谷 吉希	書 記	脇 俊明
書 記	上野隆志	書 記	玉本真也

議事日程（第1号）

- | | | |
|----|--------|---|
| 第1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 第2 | | 会期の決定 |
| 第3 | | 諸般の報告 |
| 第4 | | 行政報告 |
| 第5 | 議案第29号 | 三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業の変更委託事業
契約の締結について |
| 第6 | 議案第30号 | 専決処分の承認を求めることについて
(紀北町税条例の一部を改正する条例) |

会議録署名議員

4番 太田哲生

5番 瀧本 攻

議事の顛末 左記のとおりを記載する。

平野倅規議長

皆さん、おはようございます。

定刻に達しましたので、開会いたします。

ただいまの出席議員は18名であり、定足数に達しております。

ただいまから、平成24年第1回紀北町議会臨時会を開会いたします。

議事日程につきましては、お手元に配付したとおりであります。

それでは、議事日程を議会事務局長に朗読させます。

議会事務局長。

谷 吉希議会事務局長

それでは、議事日程を朗読させていただきます。

平成24年第1回紀北町議会臨時会議事日程（第1号）

平成24年4月18日（水曜日）9時30分開議

- | | |
|----|--|
| 第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 第2 | 会期の決定 |
| 第3 | 諸般の報告 |
| 第4 | 行政報告 |
| 第5 | 議案第29号 三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業の変更委託事業契約の締結について |
| 第6 | 議案第30号 専決処分の承認を求めることについて
(紀北町税条例の一部を改正する条例) |

以上でございます。

平野倅規議長

これより本日の会議を開きます。

日程第1

平野倅規議長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第119条の規定により、本日の会議録署名議員に、

4番 太田哲生君

5番 瀧本 攻君

のご両名を指名します。

日程第2

平野倅規議長

次に、日程第2 会期の決定の件を議題といたします。

本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

平野倅規議長

異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は、本日1日とすることに決定しました。

日程第3

平野倅規議長

次に、日程第3 諸般の報告を行います。

去る4月11日に議会運営委員会が開催され、本臨時会にかかる運営等について協議が行われました。その確認事項等について、ご報告申し上げます。

まず、付議事件についてであります。本臨時会の招集にあたり、付議された案件は、三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業の変更委託事業契約の締結についてと、専決処分の承認の2件であります。

次に、地方自治法第235条の2第1項の規定による例月出納検査についてであります。平成23年度普通会計の2月分と平成23年度水道事業会計の2月分について、同条第3項の規定により監査委員から報告を受けております。報告書は、議会図書室に保管してありますので、ご覧ください。

次に、地方自治法第121条の規定により、提出案件等の説明のため、あらかじめ出席を求めましたところ、尾上町長はじめ議会の審議に必要な関係課長等の出席がありましたので、ご報告申し上げます。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4

平野倅規議長

次に、日程第4 行政報告について、町長から申し出がありましたので、許可することといたします。

尾上町長。

尾上壽一町長

皆さん、おはようございます。本日は臨時会の開催要請をさせていただきましたところ、全員のご出席を賜りまして誠にありがとうございます。早速ですが、本議会臨時会にあたりまして、行政報告をさせていただきます。報告につきましては、南海トラフの巨大地震モデル検討会の震度分布・津波高の推計結果に関してでございます。

去る3月31日に開催されました、南海トラフの巨大地震モデル検討会の会合におきまして、震度分布・津波高の推計結果が第1次報告として取りまとめられました。新聞報道等で従来の想定より大幅に引き上げられた新想定に、議員や町民の皆様も衝撃を受け驚かれたことと思います。

しかしながら、発表資料によりますと、今回の推計は津波を引き起こす断層のすべりを、平成23年東北地方太平洋沖地震、平成22年チリ地震、平成16年スマトラ地震といった世界の巨大な地震の解析事例の調査に基づきまして、大すべり域、超大すべり域を11ケース設定し、それぞれのケースについて、津波高を推計したものであり、現時点の最新の科学的知見に基づき最大クラスの地震・津波を想定したものであって、南海トラフ沿いにおいて次に起こる地震・津波を予想したものでもなく、また何年に何%という発生確率を念頭に地震・津波を想定したものでもない。あらゆる可能性を考慮し、最大クラスの巨大地震・津波を検討しておく必要があるため、発生頻度は極めて低いが、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波を想定したものとされております。

留意すべき点は、あくまで机上の推計でありまして、必ずしも局所的な地点における最大震度分布・津波高を示したものではないことや、自然現象である不確実性により、ある程度幅を持ったものであり、今後、詳細な浸水域や被害想定を検討の過程で検証し修正される可能性もあるとされているところでございます。

紀北町といたしましては、より早く、より高くを基本に、これまでの取り組みを否定するものではなく、これらを踏まえ、より一層、防災・減災対策を進める必要性を感じております。

東日本大震災を受け、国の中央防災会議では、被害想定を本年6月頃までに見直しを行い、三

重県においても、来年3月頃を目途に進めるとのことです。本町でも、これらを踏まえ、地域防災計画書を見直すとともに、より一層、積極的に防災・減災対策を進めてまいりたいと考えておりますので、議員の皆様には、ご理解・ご協力をお願い申し上げます。

以上、ご報告いたしまして、本議会臨時会にあたりましての行政報告とさせていただきます。
以上です。

平野倅規議長

以上で行政報告を終わります。

それでは、議案の審議に入ります。

お諮りします。

各議案の審議にあたっては、会期を1日として決定したことにより、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略し、本会議において審議することにいたしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

平野倅規議長

異議なしと認めます。

したがって、各議案の審議にあたっては、委員会への付託を省略し、本会議で審議することに決定しました。

お諮りします。

日程第5 議案第29号と日程第6 議案第30号については、提案者から提案理由の説明並びに内容説明を求めるため、一括して説明を求めることにしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

平野倅規議長

異議なしと認めます。

したがって、議案2件については、一括して提案理由並びに内容説明を求めることに決定しました。

それでは、最初に、提案者から、一括して提案理由の説明を求めます。

尾上町長。

尾上壽一町長

それでは、早速ですが、本議会臨時会に上程をいたしました議案につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

議案第29号 三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業の変更委託事業契約の締結についてありますが、三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業の国及び県補助金の追加があったことに伴いまして、当該事業の変更委託事業契約を締結する必要性が生じたことから、「紀北町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第30号 専決処分の承認を求めることについてであります。地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律が、平成24年3月31日に公布されたことに伴いまして、紀北町税条例の一部を改正する必要性が生じたことから、同日付けで本条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定に基づきまして、議会に報告し、承認を求めるものであります。

以上、2件の議案につきまして、提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、それぞれ担当に説明をいたさせます。何とぞ、慎重審議のうえ、ご可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

平野倅規議長

続いて、各議案について、内容説明を求めます。

まず、議案第29号についての内容説明を求めます。

武岡農林水産課長。

武岡芳樹農林水産課長

それでは、三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業の変更委託事業契約の締結についてご説明申し上げます。

議案書の1ページをお願いいたします。

議案第29号 三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業の変更委託事業契約の締結について次のとおり変更委託事業契約を締結したいので、議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業（平成23年度分）
- 2 契約の方法 随意契約

3 契約の金額	(変更前) 1億6,632万円	
	うち三浦漁港海岸分	1億4,700万円
	うち矢口漁港海岸分	1,932万円
	(変更後) 2億3,438万6,000円	
	うち三浦漁港海岸分	1億8,900万円
	うち矢口漁港海岸分	4,538万6,000円

4 契約の相手方 津市広明町13番地

三重県

三重県知事 鈴木英敬

平成24年4月18日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由

三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業について、国及び県補助金の追加に伴う変更委託事業契約の締結にあたり、「紀北町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第2条の規定に基づき、議会の議決が必要であるため。

それでは、内容について説明させていただきます。まず、最初に、今回、提案させていただいております変更契約につきましては、国及び県補助金の追加に伴い、平成23年9月28日、平成23年第2回紀北町臨時会においてお認めいただいた、三重県との委託事業契約の金額が変更となるため、議会の議決が必要となったことによるものでございます。また、国及び県補助金の追加に伴う事業費の増額につきましては、先だつての平成24年3月議会においての、平成23年度紀北町一般会計補正予算（第6号）に予算計上し、合わせて繰越明許費の議決をいただいたものでございます。したがって、平成24年度予算にかかる三重県との委託事業契約につきましては、また、改めてご審議いただくこととなりますので、よろしく願いいたします。

それでは、資料の説明に入らせていただきます。議案書3ページをご覧ください。

平成23年度における三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業の委託事業契約における変更前、変更後の対照表でございます。上の表が契約額の変更前、変更後の対照表でございます。

三浦漁港海岸事業費につきましては、変更前が1億4,000万円、変更後が1億8,000万円となり、4,000万円の増額でございます。事務費につきましては、変更前700万円、変更後が900万円とな

り、200万円の増額となるものでございます。

続きまして、矢口漁港海岸事業費につきましては、変更前が1,840万円、変更後が4,322万6,000円となり、2,482万6,000円の増額でございます。事務費につきましては、変更前92万円、変更後が216万円となり、124万円の増額となるものでございます。

三浦漁港海岸、矢口漁港海岸の合計といたしまして、変更前1億6,632万円、変更後2億3,438万6,000円となり、6,806万6,000円の増額となり、この金額により、三重県との委託事業契約を変更しようとするものでございます。

続きまして、下の表、事業概要の変更前、変更後の対照表でございます。

まず、三浦漁港海岸でございます。三浦漁港海岸につきましては、平成23年度において、当初から堤防本体の改修工事を見込んでおりますが、今回の増額変更の大きな部分を占めるのがこの部分でございます。当初計画では、90mの堤防の改修を見込んでおりましたが、先ほどご説明申し上げましたとおり、国及び県補助金の増額により、40mの事業の延伸を予定することとなりました。変更前では、1億281万9,000円、変更後では、1億3,801万1,300円、3,519万2,300円の増額を見込んでおります。次に、測量業務、地質調査業務、設計業務でございます。これらの測量試験費につきましては、現在、業務を行っており、一部完了しているものもございまして、業務の精算見込みに伴う変更でございます。測量業務につきましては、変更前では、182万7,500円、変更後では、450万円、地質調査業務につきましては、変更前では、782万2,500円、変更後では、1,248万8,700円を見込んでおります。設計業務につきましては、作業を続けておりますが、その業務内容がほぼ固まりつつありますので、精算見込みに伴う変更でございます。変更前では、2,753万1,000円、変更後では、2,500万円を見込んでおります。これらを合計いたしますと、三浦漁港海岸事業費につきましては、上の表にありますように、4,000万円の増額となるものでございます。

続きまして、矢口漁港海岸でございます。平成23年度においては、地形測量等の現況測量と、地質調査のみを予定しており、設計業務につきましては、平成24年度に行う予定で事業を進めておりましたが、三浦漁港海岸と同じく、事業のより一層の進捗を図るため、国及び県補助金の増額により、設計業務を平成23年度事業に前倒しして行う運びとなったものでございます。測量業務、地質調査業務につきましては、海上部のボーリングを残して完了しているところでございます。業務の精算見込みに伴う変更でございます。測量業務につきましては、変更前では、486万2,550円、変更後では、476万1,750円。地質調査業務につきましては、変更前では、

1,353万7,450円、変更後では、1,502万4,450円を見込んでおります。設計業務につきましては、事業のより一層の進捗を図るため、前倒しして行うものであり、今回の増額変更の大きな部分を占めるのは、この部分でございます。設計業務につきましては、2,343万9,800円を見込んでおります。これらを合計いたしますと、矢口漁港海岸事業費につきましては、上の表にありますように、2,482万6,000円の増額となるものでございます。

次に、施行期間であります。施行期間につきましては、当初、平成23年9月28日から平成24年3月31日までとして契約を締結していたものの、繰越明許費をお認めいただいたのちに、期間の延長を行い、平成23年9月28日から平成25年3月22日までとしたものでございます。

続きまして、4ページの資料1、三浦漁港海岸の平面図をご覧ください。全体計画といたしまして、堤防の改修を図面向かって左側の大瀬川河口付近から図面向かって右側の町道豊浦線との取り付け付近までの、延長370m間の堤防の改修を行うものでございます。それにあわせて、図面左側の緑色の四角で表示させていただいております1箇所の陸閘、緑色の円で表示させていただいております2箇所の樋門を改修するものでございます。図面赤色で表示の部分でございますが、図面向かって左側の大瀬川河口付近を起点に延長90mの堤防の改修を予定しておりましたが、40mの延伸を行い、海野漁協、三浦支所付近までの延長130mの改修とするものでございます。

続きまして、5ページの資料2、事業計画でございます。資料左上の全体計画にありますように、全体事業費が7億3,500万円、平成23年度を初年度として、平成27年度までの5ヵ年で計画を行っております。堤防の改修につきましては、延長370mで3億7,900万円、樋門につきましては、2基で2億6,100万円、陸閘につきましては、1基で1,800万円、測量設計等の測量試験費につきましては、4,200万円、事務費につきましては、事業費の5%の3,500万円を見込んでおります。

続きまして、6ページの資料3をご覧ください。堤防改修計画の標準断面図でございます。資料3につきましては、先ほどの資料1の平面図向かって左側、大瀬橋付近から海野漁協、三浦支所付近までの195m間の標準断面図でございます。

続きまして、7ページの資料4をご覧ください。資料4につきましては、先ほどの資料1の平面図向かって右側、古戸川河口付近から町道豊浦線取り付け付近までの175m間の標準断面図でございます。

続きまして、矢口漁港海岸でございます。8ページの資料5、平面図をご覧ください。全体計画といたしまして、堤防の改修を図面向かって左側の引本浦からきますと、矢口浦の里地区の

入口付近から図面向かって右側の町営住宅矢口白越団地付近までの延長870mの間の堤防の改修を行うものでございます。それにあわせて、図面の緑色の四角で表示させていただいております14箇所の陸閘、緑色の円で表示させていただいております2箇所の樋門を改修するものでございます。平成23年度の事業につきましては、堤防の改修等の工事は予定されておりませんので、図面の中での表示はございません。

続きまして、9ページの資料6、事業計画でございます。資料左上の全体計画にありますように、全体事業費が8億2,215万円、平成23年度を初年度として、平成27年度までの5ヵ年で計画を行っております。堤防の改修につきましては、延長870mで4億7,100万円、樋門の改修につきましては、2基で7,000万円、陸閘につきましては、14基で1億8,700万円、測量設計等の測量試験費につきましては、5,500万円、事務費につきましては、事業費の5%の3,915万円を見込んでおります。

続きまして、10ページの資料7をご覧ください。堤防の改修計画の標準断面図でございます。資料7につきましては、堤防前面が陸地等となっている部分の標準断面図でございます。全体870mの内620mを見込んでおります。

続きまして、11ページの資料8をご覧ください。資料8につきましては、堤防前面が海岸等となっている部分の標準断面図でございます。全体870mの内250mを見込んでいます。

議案第29号についての説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

平野倅規議長

次に、議案第30号についての内容説明を求めます。

尾上税務課長。

尾上公敏税務課長

それでは、議案第30号についてご説明させていただきます。議案書12ページをご覧ください。

議案第30号 専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、紀北町税条例（平成17年紀北町条例第70号）の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同法同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めます。

平成24年4月18日提出

紀北町長 尾上壽一

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律が平成24年3月31日に公布されたことに伴い、紀北町税条例を改正する必要が生じたので、同日、3月31日に紀北町税条例の一部を改正する条例を専決処分いたしました。専決処分を行った内容につきまして、説明させていただきます。

今回の改正は附則の改正でございまして、主に固定資産税の土地にかかる負担調整措置の継続と他には東日本大震災にかかる被災居住用財産の敷地にかかる譲渡期限の延長の特例などでございます。それでは、新旧対照表でご説明させていただきます。

18ページをご覧ください。第11条につきましては、土地に対して課する各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義の期限の延長でございます。

続きまして、第11条の2につきましては、土地の評価に対して、3年に1回の評価替え以外の据え置き年度においても、下落修正ができる特例措置の継続でございます。

19ページをご覧ください。第12条につきましては、宅地等に対する固定資産税の特例、負担調整措置の継続でございます。平成24年度から平成26年度まで、宅地等にかかる固定資産税の負担調整措置につきましては、平成23年度までの仕組みを継続することとなりました。具体的には、負担水準が一定割合以上の土地については、前年度課税標準額を引き下げ、または据え置きとすることとし、負担水準が20%を下回る場合は、評価額の20%にすることとし、また、負担水準が一定割合未満の土地につきましては、原則として、前年度課税標準額に当該年度の評価額の5%を加算する額を課税標準額とするものです。

なお、20ページの改正前の第4項におきまして規定されておりました、住宅用地の負担水準の一定割合の割合につきましては、80%とする特例が廃止され、本改正条例の附則におきまして、平成24年度と平成25年度につきましては、負担水準の一定割合の割合を90%とする経過措置となりました。

21ページをご覧ください。第13条につきましては、農地に対する固定資産税の特例、負担調整措置の継続でございます。平成24年度から平成26年度までの、農地にかかる固定資産税の負担調整措置につきましては、平成23年度までの仕組みを継続することとなりました。

続きまして、第15条につきましては、特別土地保有税の課税の特例を3年間延長するものでございます。

22ページをご覧ください。第21条の2につきましては、図書館、博物館、幼稚園を設置する特定移行一般社団法人等にかかる固定資産税等の非課税措置の適用を受けようとする場合の提出

書類の規定でございます。

23ページをご覧ください。第22条の2につきましては、東日本大震災により、居住用家屋が滅失した場合には、その敷地にかかる譲渡期限を3年から7年に延長するというものでございます。

24ページをご覧ください。第23条につきましては、東日本大震災によって住宅借入金等特別控除を受けていた住宅が滅失したあと、翌年度以後も引き続き、特別控除の適用を受けることができるものと、再取得等にかかる住宅借入金と特別控除を重複適用できるものでございます。その他、地方税法の改正に伴う条項の整理、施行期日や経過措置について所要の整備を行ったものであります。

以上が、税務課が提出いたしました議案の内容説明でございます。よろしくお願いたします。

平野倅規議長

以上で、議案の提案理由並びに内容説明を終わります。

それでは、これより各議案に対する質疑を行います。

日程第5

平野倅規議長

日程第5 議案第29号 三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業の変更委託事業契約の締結についてを議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

北村議員。

18番 北村博司議員

18番。基本的なところをお聞きしたいのですが、今回、6,800万円という高額な、約4割でしょうかね、事業費でアップしていますが、この背景というかね、国や県の、特にこういう高潮対策とはいえ、いろいろ防災問題が非常に議論されている中で、国、県側の意向で4割事業額がアップしたのか、それとも、町のほうで、それだけの働きかけを強めて、これだけ獲得したのか。そのへんですね。

それと、この三浦が、事業着手は何月頃になるかですね。これは24年度分との兼ね合いがどこでどう線引きされるかよくわからないんですが、これは23年度の繰越事業としてやって、同

時に進行していくんでしょいかね。もし、同時進行だったら、三浦の場合、130プラス35という165ということになりますけれども、そのへんはいかがでしょうか。

それと具体的なものですが、大瀬橋の根元の、今回、陸閘を新設するところですが、ここは、3月11日も私はここを通れなかったんですわ。尾鷲に行くのに。通行止めになりましたね。ここは非常に台風にしても、高潮にしても、津波にしても大変危険なところで、42号線の中でも、1、2を争う危険な場所だと思いますが、これは電動化する予定になっているんでしょうか。お尋ねいたします。

平野倅規議長

武岡農林水産課長。

武岡芳樹農林水産課長

ただいまの北村議員のご質問にお答えいたします。まず、この増額の予算について、どういう経緯があったのかということでございます。この点につきましては、平成23年度予算の、国のほうの予算の中から、町のほうに打診が10月頃ございました。予算としてあるので、町のほうで事業をどうだという働きかけがございまして、町のほうといたしましては、地元等とも協議を行い、より一層の事業の進捗を図るという前提のもとです、増額の要望を行ったということでございます。

それと、特に矢口漁港海岸につきましては、要望額に対して満額の予算付けがなされておりました。そして、地質調査等は23年度で行うこととなりましたが、設計業務につきましては、24年度に先送りせざるを得なくなった状況をこの予算の前倒しによって、平成23年度事業の中で、設計業務を行うことができるということで、前倒しの予定を取ったわけでございます。

それと、三浦の工事の着工はいつ頃かということですが、三浦漁港海岸につきましては、現在、設計業務を進めております。この設計業務の完成が、7月から8月にかけての完成を予定しております。そののち、積算作業に入りまして、予定といたしましては、10月くらいを目途に作業を進めていこうと考えております。それと、24年度予算の中で三浦についての工事、23年10月に着工して、24年度予算にかかる工事をどの部分を着工するのかということですが、現在、予定しているのが、23年度の工事につきましては、大瀬川付近からの約130mを予定しております。24年度工事につきましては、国、県等の予算の付き具合にも関係してくるかと思いますが、現在のところ、古戸川河口の水門を予定しております。それと長島側か

らの堤防になるのか、古戸川の水門になるかというところでございます。

それと、議員おっしゃいました大瀬橋、42号の大瀬橋の通行止め云々の話でございます。今回の三浦漁港海岸の中で予定している陸閘につきましては、基本的にですね、42号の陸閘ということではなく、海岸堤防、現在、大瀬橋付近の開口部がございまして、一部、角落としての角材で締め切っておって、半分は完全な開口部になっております。その部分に対しての陸閘を予定しております。それと国道42号線から上流側の堤防につきましては、2級河川大瀬川の河川施設でございまして、今回の三浦漁港海岸の海岸保全施設整備事業の中では予定はしてございません。ただ、この点につきましては、三浦自治会のほうも相当心配な面もございまして、今後、河川管理者である三重県等に働きかけを行っていく必要があるのではないかというふうに考えております。

先ほども申し上げました、陸閘につきましては、地元とも協議のうえですね、おそらく大きなものになることも考えられますので、電動化、動力化を考えていく予定で進めております。

以上でございます。

平野倅規議長

北村議員。

18番 北村博司議員

確認ですが、古戸川というのは、道瀬寄りというか、そっちからこう、三浦漁港の中に入ってくる川のことかいね。そっち側やね。はい。

陸閘事業は、27年度か、最後かな。電動化、動力化、動力化には、電動とガス圧とありますが、どちらを検討されているのかですね。

あと、矢口のほうですが、生熊の地区にあたるのかな。今回の計画外ですが、あそこの3月11日の津波の時に、3mほど超えて、津波がですね、2軒ほど浸水家屋が出ておりますが、住宅で1軒と作業小屋等が、私、翌朝、見ましたけれども、あそこは堤防が前へ30cmくらい傾いて口が開きましたけれども、あれは災害復旧か何かで完了しているのですか。今回は計画外ですが、現状はどうなっているのですか。

平野倅規議長

武岡農林水産課長。

武岡芳樹農林水産課長

ただいまのご質問にお答えいたします。今回、予定しております矢口漁港海岸の事業につき

ましては、矢口、里あたり、海山潜水までの間を予定しております。それ以降のですね、特に議員おっしゃられるのが、生熊地区、堤防がない区間、無堤防区間でございます。確かに3.11のときにも浸水被害があったということですが、現在、その無堤防区間、特に前面が海域部分につきましては、当然、堤防を新設ということになりますと、公有水面の埋め立て等の作業というか、事柄が必要になってございます。もちろん、矢口浦地区につきましては、海苔養殖が現在盛んにされておると、そういったことも踏まえてですね、今後、この事業が完了した後にできうれば、着手したいというふうな町としての計画がございますけれども、いずれにしましても、地元の矢口浦区の皆さん、海苔養殖漁業者の皆さん方と相談したうえで、今後、方針等を決めていく必要があるんじゃないかと考えております。以上でございます。

18番 北村博司議員

電動化の装置を考えていますか。

平野倅規議長

武岡農林水産課長。

武岡芳樹農林水産課長

申し訳ございません。答弁漏れがございました。陸閘の動力化につきましては、基本的におそらく電動になるのではなかろうかというふうに考えております。この点につきましても、地元の皆さん、また、県とも相談しつつ決定していきたいと考えております。

それと、護岸、堤防の傾き等につきましても、町の平成20年度に行いました概略検討の中で、そういった問題も提起されておりますので、今後、それらも踏まえて検討していきたいと考えております。以上でございます。

平野倅規議長

北村議員

18番 北村博司議員

いや、やめようと思ったんやけども、3.11の時に津波がオーバーフローして、多分、私は素人だけども、引き波で傾いたんやろうと思うけど、口を開いたやつは、その後、補修なり災害復旧したんかという確認を求めているんです。

平野倅規議長

武岡農林水産課長。

武岡芳樹農林水産課長

申し訳ございません。生熊地区の護岸の口が開いておるところを指しておられるのかと思いますが、実を申し上げますと、平成23年度の工事で復旧を予定しておりました。ただですね、その前面で海苔の養殖が行われておりましたので、海苔養殖業者さん、漁業組合と協議をさせていただいて、海苔の養殖が終わってからのほうが妥当じゃないかという協議結果になりました。この24年度の海苔の養殖の作業の終了を待って、工事の発注を行いたいと考えております。以上でございます。

平野倅規議長

瀧本 攻君。

5番 瀧本 攻議員

これは非常に身勝手な資料なんで、チェック非常にしにくいんですね。それで、端的なことで、90mが130mになりましたね。90mが130mに。そうすると、メーター単価が下がっているんですね。この370mですか、全体で。それも単価が低いんですね。90mが130mになったことによって、メーター単価が下がっているんですね。このへんはどういうことでしょうか。

平野倅規議長

武岡農林水産課長。

武岡芳樹農林水産課長

現在、計画を行っております、全体計画をもとにしたメーター単価でございます。これにつきましては、三浦漁港海岸につきましては、現在、設計作業を行っております。矢口漁港海岸につきましては、これから設計業務を発注しようとしているところでございまして、現在、概算事業費を立てるうえで、確かに、その場所、その場所によって、断面が違いますように、当然、工事費も変わってくるんですけども、現段階はですね、年間の予算割等を踏まえまして、堤防のメーター延長を割り出しておるところでございまして、正直申し上げまして、このメーター単価については、概ね三浦海岸につきましては、100万円前後、矢口海岸につきましては、50万円前後という目論見の中で立てておるところでございまして、本当に数字の確実性はどうかと問われますと、現段階では、この域を出ないのかなと。今後、積算作業を行った中で、正確な延長、より正確な事業費が算出されるものと考えております。以上でございます。

平野倅規議長

奥村議員。

9番 奥村武生議員

前者議員の質問に対して、県か国からか、増額に答えるということがあったということでございますけれども、以前にも、この計画が上がった時に、私は質問しましたけれども、関係があるわけですが、これは町長にお答え願いたいわけですが、現在、例えば、津なんかでもですね、着々と3.11を受けて工事が進んでおるわけですよ。また、進んでいる中において、今回、中央防災会議から出された、より高くなったものですから、津波の精度がね。それを受けて、また今まで計画しておったところも嵩上げを計画しておるわけなんです。前にもこれはお話ししましたが、県なり、国から増額の要請があったときに、町長としては、高潮対策でなしにですね、津波対策をも考慮した堤防にすることは無理なのかというような考えを、県のほうに話をしたというようなことはなかったんですか。あるいは、そういうことについてのお考えはなかったかということ、再度、お尋ねいたします。

平野倅規議長

尾上町長。

尾上壽一町長

議員おっしゃるようになりますね、その点につきましては、県ともいろいろとお話をさせていただきました。そして、高潮対策の中でできるだけ、今までは津波、波力の静水波力を計算しておりました。今は津波波力、津波の圧力を考えたうえでの堤防の厚み等、根固め等をですね、設計の中に入れていただけないかということをお願いしております。ただ、今、設計の段階ですので、今、課長がお話させていただきましたように、今、そういうお願いをして、変更があれば、そういったものをしていきたいということでお願いしております。その方向ではやっております。

平野倅規議長

奥村武生議員。

9番 奥村武生議員

これは物の考え方というのですか、津波に対する考え方をどう捉えるかによるものなんですけど、基本的には、90年から150年に対する堤防の必要性、それから、300年から800年とか、900年に来るであろうという対策と、2つに分けて考える必要があるというのが、中央防災会議とか学者の見解なんです。したがって、私が強く望むのは、文部科学省に電話して、1千年に1回の津波なんて、そんなこと誰が言ったんかということで、大変お叱りを受けましたけれども、文部科学省も400年から600年くらいの間というふうには言っておるわけですよ。その1千年という

言葉はありえんわけですし、それはともかくとして、せっかくやるんだったら、90年から150年に1回、確実に訪れるわけですから、東南海地震というのは。それに対する厚みの持った堤防を作っていくというのが今の主流なんですよ。日本の主流なんです。各地方自治体の長の。それを、今後とも県とお話をされるときに、堤防の厚さと、堤防の高さは是非進言していただきたい。そして、私の考えは中央防災会議から出された、対する津波じゃなしにですね、少なくとも東海、安政、安政東海地震の時の津波の高さ、矢口に来た時の津波の高さとか、三浦に来た津波の高さというのは、もうはっきりしているんですよ。東南海地震のときでも来た津波の高さというのは、もう文献上ははっきりしていますし、県の地震対策室でも、その調査はもう持っているわけです。少なくとも、東南海及び東海、安政東海のときに来た津波の高さに対応できるような堤防の高さと厚さを、私は、是非、進言を。可能かどうかは別にしてね、進言をしていただきたいというふうに思うわけなんです。そういうお考えを述べさせていただいたわけですけども、そのへん是非お願いしたいと思うんですけど、いかがでしょうか。

平野倅規議長

尾上町長。

尾上壽一町長

議員、おっしゃるようにですね、三重県に対しましても、高さ及び厚さ、津波波力とですね、百年に一度来るといわれる堤防の高さですね。漁港の高潮対策の範囲の中で、それを最強にできないかということで、今、お話をさせていただきますので、図面等にしてもですね、詳細な図面が出る中では、そういったことも示されてくると思いますので、それは今後、県と十分詰めながらですね、3.11ではないですけども、百年に一度の津波に対応できるような堤防にさせていただきたいということはお願いしながら、設計を進めていきたいと、そのように思っております。

平野倅規議長

入江議員。

6番 入江康仁議員

先ほど、町長が行政報告でも言われとるんですけどね、町長、その私は、行政報告に、この予算に関連してちょっと質問させていただくんですけども、要は、私は、今、この行政報告によって、中央防災会から言われた推計によってですね、皆不安を持っているというような報告だったかと思うんですけど、私はね、去年の3.11が起こった次の議会の6月議会でね、多分、9

月、12月までには、県や国が津波の指針も出して、高さの指針も出すだろうと。しかし、それまでに紀北町独自で調査をして、紀北町は紀北町、その地域しかわからないところがあるから、この調査をして、高さを一応示しておくと、そして、国、県が指針を述べたときには、整合性を持ってですね、主張しながら、防災の高潮対策、津波対策の堤防等に対する予算の要求もするようにしておけということ、もう意見で十分述べておいたと思うんですね。そういう中において、私はこのね、行政報告は町として何もしていなかった、それを。そして、中央防災会から言ってきたことを、今になって、急に高さが高すぎる、どうのこうの、不安を町民が持っているとか、それはちょっと行政の言うべき立場じゃなかったかなと。意見がなかったらいいけど、意見があったんだから。それをやっぱりね、謙虚にやっぱり、町長、あなたも議員をやっていたんだから、その重要性、どうだということは、やっぱりあなた判断してしてもらわな困る。その中で、今回、今、津波波力とかというような言葉を出してあれしたけど、今、設計段階と言ったけど、三浦の130mに関しては、もう設計が終わって施工するんでしょう。違うの。まだまだ構造的にいろんな設計をやるの。今から。その中で予算、設計の段階で予算が決まってあげておるんじゃないの。町長、聞きたいんだけど、設計で予算を出したから、予算書に出てきておるんじゃないの。そこはどうですか。そこを教えて。

平野倅規議長

尾上町長。

尾上壽一町長

概略設計でこの予算というのは積み上げておりますので、その中の設計を県にしている中で、今、言ったような津波波力とか、堤防の高さも十分検討していただいているということでございます。

平野倅規議長

入江議員。

6番 入江康仁議員

それではね、町長、県に対して、また国に対していろんな要望等があると思う。窓口は県になると思うんですけど、要は、先ほどの、他の議員さんも言っていたと思うんですけど、要はね、町長、町長の判断が私は必要だと思うんですね。要は、千年に一度のものを基準にするのか、百年に一度のものを基準にするのか、それとも津波の震度が7に限定してするのか、9にするのか、やはり、その町長の指針がきちんとしたものを、この目線だと、そういうものも

とで設計をしていかなければならんと思うのですが、そういうような要望は出していますか。
町長の考えとして。

平野倅規議長

尾上町長。

尾上壽一町長

出しております。

6番 入江康仁議員

出しているって、どのようなあれを、言ってください。

平野倅規議長

尾上町長。

尾上壽一町長

今、言ったようにですね、堤防の高さとか厚み、津波波力を考えたですね、設計をしてくださいということで、これは県に委託ですから、県に委託した中で設計をしていただきたいということでございます。それと、町長の判断ということで、中央防災会も言っておりますけれども、百年レベルのものはやっぱり堤防とか、そういったもので、減災ということをですね、努めるべきだということで、やはり、基準というものはそういったところに置くべきじゃないかと思っております。

それと、一例ですけど、気仙沼とか、そういったところも、今回、津波におそわれました。そういう中で、14.6mの津波の痕跡がございますが、新計画の堤防高7.2mになっております。そういった意味ではですね、国の制度、中央防災会議、国の考えの中で、そういう方向もありますので、もちろん予算等もですね、お金なしでやるわけにはいきませんので、我々は、今、申請させていただいております、高潮対策の中で、出来る限り、この津波圧力やそういった高さについて考慮していただきたいということで、県のほうへはお願いをいたしております。

6番 入江康仁議員

議長、ちょっと答弁不足でいいですか。だから、町長、だからその指針、あなたの目線ですね、指針、1つの高さによって、あなた高さも要望していると言ったけど、自分が7にして、百年の経緯の中での何メートルというような考えを持つわけでしょう。当然。その何メートルは、何メートルの、あなた高さも要望しているというけど、何メートルの要望をしておるんですか。このあれに対して。

平野倅規議長

尾上町長

尾上壽一町長

津波高さですね、マグニチュード8.7の、三浦が7.5、矢口が8mを要望いたしております。

平野倅規議長

入江議員。

6番 入江康仁議員

地震が8.7の想定でやっておるんですね。マグニチュード8.7でやって、高さを出しておるわけですね。三浦が何メートルだった、今、7.5。矢口は8ね。やはり、そういう指針をきちんと示してもらわなさ。千年に一遍という、これは本当に今回の三陸みたいな津波だったら、これは本当に堤防をいくら高くしても防げないと思うんですね。だから、私も今、町長が言われたような、百年の中のあれかなと、目線でやったほうがいいかなということなんで、その高さに対しては、これでやって、今から設計を予算内で出すわけですね。そういうことでいいですか、町長。

平野倅規議長

尾上町長。

尾上壽一町長

そのとおりでございます。

平野倅規議長

次に、中津畑議員。

14番 中津畑 正量議員

14番。2点ほど質問させていただきます。1つは、すでに三浦のほうも9個所のボーリングは終わっていると思うのですが、この予算増額によって、ボーリングの結果、液状化現象が想定されるようなところもあるやに聞いておりますけれど、そういう意味でこの増額があったのかなとは思ったのですが、ちょっとそこは違うような感じで今の説明を受けましたが、その点を。矢口のほうは、ボーリングそのものはこれからなんでしょうが、その点を1つお答え願いたいと思います。

もう1つは堤外民地というのが、やっぱり矢口にも、三浦にもあろうかと思うのですが、これは事業主体が町であるかぎり、やっぱり用地交渉ということになりますと、改修する部分だけ

についての用地交渉になると思うんですが、そこらへんは何軒くらいあるのか。その結果としては、いろんな方法が出てくるかと思うので、話し合いの結果の中ではいろいろ出るとは思うのですが、何軒ほど、両区の中で、矢口と三浦、何軒ずつあるのか、ちょっと教えていただきたい。

その2点をお聞きします。

平野倅規議長

武岡農林水産課長。

武岡芳樹農林水産課長

ただいまのご質問にお答えいたします。まず、三浦の地質調査でございます。当初予定しておったのが、782万2,500円、精算見込みが1,248万8,700円でございます。この増につきましては、ボーリングの業務の中にボーリングの延長が、当然、それによって金額が変わってございます。当初、想定しておったよりも、深いところの支持層まで必要があったということで、増になっております。それによって特に問題がある云々ということではなくてですね、支持層の確認というところまでいった結果が、この数字でございます。

それと矢口海岸につきましてはの用地についてでございます。矢口漁港海岸の用地測量等につきましては、これからの業務を予定してございます。ですので、今の時点では、正確な地権者数とか、そういったものは把握できておりませんので、よろしく願いいたします。

平野倅規議長

中津畑議員。

14番 中津畑 正量議員

わかりました。ただ、堤外の民地が何軒あるのか、もうわかっていると思うんですね。その点でおそらく事業主体が町ということになりますから、町がどうしても地権者との話し合いの場になると思うのですが、これの予算については、別の予算になるということなんですが、その2点だけお聞きします。

平野倅規議長

武岡農林水産課長。

武岡芳樹農林水産課長

三浦漁港海岸、矢口漁港海岸ともですね、現段階では、不確定ということで、この予算の中には入ってございません。

平野倅規議長

奥村 仁議員。

1番 奥村 仁議員

前者議員と重なる点もあるかと思えますけども、2、3確認したいと思えます。設計業務、矢口に関しては、設計業務の2,343万9,800円というものが追加ということであげられておるわけですけれども、これは870mという全事業に対して、設計業務をすべて行うという、この金額で行うということで考えてよいのかということが1点と。

あとですね、本議案に添付されている資料5から6、7、8についてなんですけども、かなり以前からというか、当初から地元の説明会等で使用されている資料とほとんど変わりが無いように思うのです。という中で、設計業務に入っていくと、この添付されている資料の内容が、この870m全体に対しての基本的な陸閘と水門というのか、樋門ですね、の数とか場所というところで、これが基本的な形になってしまうのかということをお2点目とします。

それと、樋門、陸閘が14基、2基という中でですね、地元でやっぱり堤防の外で農業をされておったり、ある程度の、農業されていたり、漁業の漁場であったり、倉庫であったり、いろいろな業務を行っている町民、住民がおると思うのですけれども、その皆さんとのいろいろな意見交換等、今までもあったと思うのですけれども、その意見というところを、どれほど、この設計の中に盛り込んでいけるのか、盛り込んでいく予定があるのかということが3点目をお願いしたいと思えます。

それと4点目ですけども、ボーリング調査が23年度である程度、陸のある部分ですかね、調査をやられたと思うのですけど、その結果というところで、今後、どういう形でこの設計業務に反映されていくのかというところを、それも含めて陸閘、やはり、陸閘が多ければ多いほど、堤防の強度というものは弱くなるのかなと思えますので、そこらへんのことを考えてボーリング調査の内容、結果が、陸閘の数とか場所にどれほど反映されていくのか。その点を4点お願いしたいと思えます。

平野倅規議長

武岡農林水産課長。

武岡芳樹農林水産課長

ただいまのご質問にお答えいたします。まず、1点目でございます。矢口の設計業務については、870mの事業予定区間のすべてを設計する予定であります。

それと、資料5、6、7、8の図面でございます。これにつきましては、まだこれからの設計ということで、説明会等々で使用させていただいた図面等を付けさせていただいております。

それと陸閘14箇所、樋門2箇所、これらの数、場所につきましても、今後、設計業務の中で地元の関係者の皆様方とも相談させていただき、これから決定していく予定で進めていきたいと考えております。

それからボーリング調査の結果につきましては、主に構造物の基礎工の設計を行ううえでの前提条件のボーリングということで作業を進めておりますので、例えば、樋門の基礎工を杭にするか、直接基礎にするか、そういったことに使用するためのボーリングでございます。以上でございます。

平野倅規議長

奥村 仁議員。

1番 奥村 仁議員

はい。わかりました。要は、設計する中で、地元の住民と漁民の意見をしっかりと反映していただきたい、そう思います。よろしくお願いします。

平野倅規議長

よろしいですか。

(発 言 す る 者 な し)

平野倅規議長

以上で質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(「 な し 」 と 呼 ぶ 者 あ り)

平野倅規議長

次に原案に賛成討論される方はありませんか。

(「 な し 」 と 呼 ぶ 者 あ り)

平野倅規議長

これで討論を終了し、採決いたします。

お諮りします。

日程第5 議案第29号については、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(全 員 挙 手)

平野倅規議長

挙手全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決とすることに決定しました。

日程第6

平野倅規議長

次に、日程第6 議案第30号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。
質疑を行います。

(発 言 す る 者 な し)

平野倅規議長

以上で質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(「 な し 」 と 呼 ぶ 者 あり)

平野倅規議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(「 な し 」 と 呼 ぶ 者 あり)

平野倅規議長

これで討論を終了し、採決いたします。

お諮りします。

日程第6 議案第30号については、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手願います。

(全 員 挙 手)

平野倅規議長

挙手全員です。

したがって、本案は原案のとおり承認とすることに決定しました。

以上で、本日の日程はすべて終了しました。

これで本日の会議を閉じます。

平野倅規議長

それでは、これで平成24年第1回紀北町議会臨時会を閉会いたします。

(午前 10時 44分)

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成 24年 7月 12日

紀北町議会議長 平野倅規

紀北町議会議員 太田哲生

紀北町議会議員 瀧本 攻